

令和5年度第1回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月26日(水) 午後2時～4時
- 2 開催場所 春日井市役所南館4階 第3委員会室
- 3 出席者

【会長】

田代 波広 (障がい者生活支援センターJHN まある 地域アドバイザー代理)

【職務代理者】

牧瀬 英幹 (中部大学)

【委員】

水野 裕也 (相談支援事業所 こんぱす)

浅野 京子 (春日井こども発達支援センターてくてく)

竹内 達生 (春日井市医師会)

沢田 泉美 (春日台特別支援学校)

坂田 未鈴 (神領小学校、春日井市特別支援教育研究会)

高木 敏行 (春日井公共職業安定所)

服部 浩子 (春日井市手をつなぐ育成会)

三輪 裕子 (春日井市肢体不自由児・者父母の会)

伊藤 寛基 (春日井市社会福祉協議会)

三浦 嘉丈 (春日井市地域包括支援センター 藤山台・岩成台)

鈴木 俊光 (民生委員児童委員)

【欠席】

足立 智成 (障害者支援施設 夢の家)

八澤 佳子 (春日井保健所)

【障がい者生活支援センター】

高村 里沙 (基幹相談支援センターしゃきょう)

正木 誉礼 (春日苑障がい者生活支援センター)

杉山 友理 (障がい者生活支援センターかすがい)

宮原 香苗 (障がい者生活支援センターJHNまある)

住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあつとわん)

【オブザーバー】

藤丸 誠大（春日井市社会福祉協議会 福祉サービス課主任）

【傍聴】 10名

【事務局】

清水 栄司（障がい福祉課長）

林 政男（障がい福祉課長補佐）

秋田 沙耶加（障がい福祉課認定給付担当主査）

杉本 裕昭（障がい福祉課障がい福祉担当主査）

金野 貴成（障がい福祉課主任）

林 孝安（基幹相談支援センターしゃきょう）

矢野 由季子（基幹相談支援センターしゃきょう）

井上 卓也（地域福祉課福祉相談支援担当主査）

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) 地域生活支援拠点等及び障がい者虐待の報告について
- (4) 障がい福祉サービス等の実績

5 会議資料

資料1 令和5年度春日井市地域自立支援協議会委員名簿

資料2 春日井市附属機関設置条例（抜粋）

資料3 春日井市地域生活支援事業規則（抜粋）

資料4 春日井市地域自立支援協議会要領

資料5 春日井市附属機関等の設置等に関する指針（抜粋）

資料6 令和5年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会構成員

資料7 春日井市地域自立支援協議会年表

資料8 令和5年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会の取り組みについて

資料9-1 障がい者生活支援センター集計（令和3年度、令和4年度）

- 資料 9-2 障がい者生活支援センター集計（令和5年1月～4月）
- 資料 10-1～5 障がい者生活支援センター相談に関する報告（令和4年）
- 資料 11-1～5 障がい者生活支援センター相談に関する報告（令和5年1月～4月）
- 資料 12 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- 資料 13 基幹相談支援センターしゃきょう事業報告
- 資料 14 当事者団体連絡会の報告
- 資料 15 医療的ケア児等支援部会の報告
- 資料 16 運営会議の報告
- 資料 17 地域生活支援拠点等の報告
- 資料 18 障がい者虐待の通報・届出状況について（令和3～4年度）
- 資料 19 障がい福祉サービス等の実績
- 資料 20 障がい者生活支援センター報告からの課題
- 資料 21 令和5年度第1回春日井市地域自立支援協議会に係る事前質問及び御意見
- 資料 22 日常生活自立支援事業について

6 議事内容

議事に先立ち、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

（春日苑障がい者生活支援センター 正木相談員）

資料 9-1、9-2 及び資料 10-1～5、資料 11-1～5に基づく報告

（田代会長）

正木相談員からご報告があったとおり、各障がい者生活支援センターで生じた課題についてまとめさせていただきます。「春日苑障がい者生活支援センター（以下、『春日苑』とする。）」では、ちょっとした困りごとの手助けや助け合いの必要性について。

「障がい者生活支援センターかすがい（以下、『かすがい』とする。）」に関しては措置中等の児童の18歳以降、いわゆる卒業後の居所について。

「障がい者生活支援センターJHN まある（以下、『まある』とする。）」は、生きづらい方、多問題を持つ世帯に関わる、多機関と多職種の連携、地域資源の発掘、医療機関との連携の重要性について。

「障がい者生活支援センターあっとわん（以下、『あっとわん』とする。）」は、医療的ケア児の放課後等デイサービスなどの療育やコーディネートについて。

「基幹相談支援センターしゃきょう（以下、『しゃきょう』とする。）」は、計画相談に関する課題と具体的な支援の介入が困難な世帯や見守りが必要な世帯に対して他機関との連携やインフォーマル支援の充実について。

運営会議で協議し、令和4年度の相談内容から見える課題について資料20にまとめ、委員の皆さんへご報告いたします。

- ①「措置中等児童の卒業後の居所について」
- ②「医療的ケア児等の課題について」
- ③「療育等資源へのコーディネート、児童発達支援事業所との連携」
- ④「計画相談支援の必要性、とりこぼさない支援の必要性」
- ⑤「多問題の世帯などに関わる多機関、職種の連携協働について、引き続き具体的な取り組みを実施、検証していく必要性」
- ⑥「公的な相談・サービスだけでは難しい部分を、地域のなかで支え合うインフォーマルな資源を開発していくことが必要」

以上の6点について、昨年度から見える課題を整理いたしました。

①について、愛知県でも令和6年度以降に措置中の児童の今後の居所や活動場所について、関係機関と協議できる場を作るようにとの話が出てきてますが、春日井市の支援センター報告の課題として挙がっているため、令和6年度を待たずに、協議の場の準備会をこちらの協議会の中で、設置してみたらどうかとの意見もありました。こちらは、児童相談センター等から上がってきたケースに対して、契約入所する児童やその世帯について現況を把握し、措置解除後の居所について検討ができる場を春日井市で設定する。

居所と合わせて、生活支援拠点や体験事業のことについても一緒に検討できるとよいと思います。

今後、検討していきますが、こちらの準備会の中に入れていただくのが、卒業後の居所の機関として、入所施設や日中サービス支援型も含むグループホーム等、措置中に関わり

のある機関としては児童相談所、学校の先生、措置中の障がい児等の施設を想定しています。また、措置解除後のサービスを調整していく機関として、相談支援事業所、障がい福祉課または、子ども家庭支援課などに参加いただき、準備をしていくことがいいのではないかと考えております。

②については、医療的ケアのガイドブック等を活用し、医療的ケアの課題は、部会の方での取り組みを引き続き行っていく。

取り組み内容に関しましては、総数の把握や、ライフステージでどれぐらい医療的ケアが保育園や学校などの、どのような場面で必要なのかという調査を行うことを予定しております。また、昨年度皆様からご意見をいただいているレスパイトの利用についてや、医療的ケアを要する方に対する看護師等の派遣についてなど、いろいろな側面から検討していきたいと考えております。

③については、事前質問と合わせながら検討させていただきます。

『あつとわん』の報告からも、やはり療育としての放課後等デイサービスを利用するニーズや、お子さんと親御さんのニーズの違いをどのようにコーディネートしていくことが引き続き課題になっています。

事前質問として、浅野委員からこのことに関して質問をいただいておりますのでご紹介します。

資料 11-4、浅野委員からですが、『あつとわん』の相談の傾向と所感の記載されている【家庭に支援が必要】とは具体的にどのような意味でしょうか？

療育の利用目的に様々な思いが絡み合い、整理が必要だと感じます。整理ということは事業所側のサービス提供内容と、本人、家族側の思い、ニーズとの間でどのような不一致が生じているのか、『あつとわん』の見解としてわかることがあれば教えてください。

また、これは感想ですけれども、やはり放課後等デイサービス利用に至るまでの過程で、何かうまく調整ができないことがあるように感じる。そのような問題解決に関して考えていく必要があるのかもしれないと思いました、というご意見をいただきました。これに関して『あつとわん』の住岡相談員からお願いいたします。

(障がい者生活支援センターあつとわん 住岡相談員)

保護者に対して支援が必要と感じるケースについて、過去にも存在していました。

今回、報告させていただいたケースは、重度の知的障がいを持つお子さんとお両親の世帯で、母親はご病気をもってみえます。世帯のキーパーソンとなる父親にも体調面で心配なこともあり、本人を学校へ送り出すことができたりできなかったりします。父は社交的な方ではないため、世帯として孤立してしまう懸念がありました。そのため、こちらの世帯に関わる関係機関が情報共有をしていく必要があり、家庭に関して支援が必要と感じました。

また、次のケースでは専門機関から療育をすすめられたが、本人や家族に療育の必要性や目的について理解ができていない状態で見学をすることがありました。特に、本人が放課後等デイサービスの利用を希望しておらず、家族が希望している場合、利用について家族間での調整が必要であると感じました。

(田代会長)

はい、ありがとうございます。

浅野委員、ご意見はありますか？

(浅野委員)

ご家族も障がいに対して目を向けられておらず、実感が持てていない場合にどのように介入していくのか、介入の難しさがあるのかなと感じました。

一方で前向きに放課後等デイサービスを利用されている方は、事業所の提供している支援内容が以前より各事業所の特徴や専門性がでてきたため支援内容は細やかになったが、複数の事業所を併用していく必要が生じてきた。量的に支援は充実してきているが、また新たな支援の整備が必要になったと、『あっとわん』からの報告で感じました。

事業所の方から聞いた話ですが、不登校になりかけているお子さんに対して、放課後等デイサービスの職員が本来の業務を超えて支えていることがありました。そのような支援の狭間にいるようなケースをどちらに持ち寄って検討したらいいのか、どのように支えたらいいのかわからないことが生じていています。今回、住岡相談員の報告を聞いてそのようなケースが存在しているんだなとより実感しました。

(田代会長)

浅野委員ありがとうございました。

不登校の問題なども本来は事業所ができないことも担っていること、保護者が児童相談所や医療機関から紹介されたときの内容と実際の事業所の支援内容が異なりニーズが食い違うことなどが、浅野委員の言われるとおりに変化しているように感じました。

そのような現状を相談支援研修会などでも共有できたらと感じました。

続いて、④についてです。

現状、マッチングの待ちが続いていますが、今後はどのように優先的に相談員をつけていくか、相談員を待っているときに困っている方が生じたときに、いかに取りこぼさないようにしていくか、今回の協議会ではサービスの実績について協議しますので、皆様のご意見をいただきたいと思ひます。

続いて、⑤についてになります。

事前意見として三輪委員、高木委員からいただいております。

三輪委員の質問について、『まある』よりご回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターJHN まある 宮原相談員)

連携の重要性については、精神障がいに限った話ではないと考えております。私の相談支援の経験から感じた内容になりますが、精神障がいは障がいが目に見えないための大変さがあります。しかし、逆に身体障がいを持つ方も障がいを隠すことができず、目に見えてしまうことによる偏見が生じている大変さがありました。そのため、精神障がいに限らず、各障がいそれぞれの大変さがあるのだと実感しました。

また、障がい程度が軽いことで障がい年金や福祉的な支援を受けることができないなどの困難さもあります。

相談支援が始まって以降、連携について何度も言われ続けていますが、最近、障がい者生活支援センターで関わるケースは障がいの問題だけではなく、生活困窮、8050問題などから相談に繋がることも増えてきました。障がいという専門分野だけの相談を受けるだけではなく、様々なケースに対応できるような体制を地域全体で整える必要があると思ひました。

そのため、地域福祉課を中心とした、地域支援研究会や重層的支援体制整備事業などで連携作り、人材育成を行っています。

(基幹相談支援センターしゃきょう 高村相談員)

『しゃきょう』に関しても、精神障がいの分野に限っておりません。最近では、複合的な問題をもつケースが出ております。福祉サービスでも対応できない制度の狭間にあたるケースも出てきており、支援センターだけでは対応できない場合も生じているため、様々な相談に対応するために各関係機関との連携の重要だと考えております。

(三輪委員)

報告の中で、精神に限った内容ではないとお話をいただきましたが、当事者団体連絡会でも連携やつながりが必要だと話をしていました。当事者団体から、精神の方は、社会に入りづらい、つながりにくさがあると伺ったので、うまく関係機関とつながるようになればいいと思いました。

(高木委員)

精神疾患の方は症状の幅が広く、日々対応について勉強をしております。当事者団体の方がおっしゃられるような弊害は、精神疾患について知識が少ないからこそ生じている場合があります。

ハローワークとして仕事を紹介する際にも、企業側へ精神の方と伝えると、構えてしまう場合もあります。こちらでも障がいの特性など、企業に対して知っていただけるようにしていくことで地域共生社会ができると思います。

(田代会長)

三輪委員、高木委員よりご意見いただきました件について、春日井市では重層的支援体制整備が始まっています。

こちらは精神に関わる内容も含んでおり、8050 問題、ダブルケア、社会的孤立など、いろんな複雑化、複合化している地域生活課題を抱える世帯に対しての支援になります。つまり、障がいのある世帯ではなく、市民全体に対して行う支援という考えの制度になります。

制度、分野別の対応ではなく、縦割りを横断に考えていくことになります。

施策推進協議会でも重点的な施策の課題として挙げられ、みんなで取り組んでいくこと

となっています。

春日井市では、令和4年4月から始まっており、先ほど宮原相談員からご報告があったとおり、関係機関との連携を図る地域支援研究会という取り組みを行っております。障がい者生活支援センターの相談員も、この地域支援研究会の構成員として参加しております。

さらに、春日井市の地域共生プランというものがございます。

地域共生プランにおいても、地域共生社会の実現がうたわれており、いろいろな取り組みをしようと考えの中で、包括支援の体制というものは、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮など、本当にいろんなものが重複、複合的になっています。

精神の方でも包括支援の体制が国でも言われています。

今までの、精神分野の対応は医療機関が担っていましたが、市町村が精神の対応も行うようになってきています。そのため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを作りなさいということが国で謳われ始めました。

重層的支援も始まっているため、精神だけのケアシステムをつくれれば解決するわけではなく、すべてに対応するケアシステムを構築することになります。

自立支援協議会としては、⑤、⑥の課題については、委員の皆さまのご意見を伺いながら、地域支援研究会、地域共生プランなどのいろんな方面からも引き続き取り上げていくことが大事だなと思います。そのため今回の問題については、精神障がいの方も抱える課題もすべて含まれていることとなります。

昨年度も話が出ているインフォーマル支援にうつります。

インフォーマル支援とは、障がい福祉サービスも含めて、公的なサービスだけでは応じることが難しいようなものに対して、自助共助の考え方で、身内、近隣、自治会、町内会、コンビニ、スーパー、理美容室などが生活圏内での助け合いになります。

ボランティア団体や市民活動団体は、誰もが高齢になるため、住民同士の助け合いが生まれやすいですが、障がいの方は我が事となかなか捉えることが難しいことがあるため、インフォーマル支援が難しくなっています。

プライバシーに関して厳しくなっていますが、身近な地域に困ってる方が存在し、手助けを求めているところを、委員も含めてお伝えし、多くの方に理解していただければと思います。

今回も、事前意見として、三輪委員と水野委員からいただいています。

(三輪委員)

ボランティアや地域の方に対し、障がいの特性を説明するのは大変であり、支援をお願いする立場としては、個人の方よりもヘルパーや施設職員の方が安心します。

(田代会長)

ありがとうございます。確かに、ヘルパーや施設職員などのプロに任せたら安心というご意見でした。しかし、公的支援では補えない、制度の狭間になってしまうような課題が生じる場合があります。そのような場合、インフォーマル支援、いわゆる助け合いができたらと思います。

(水野委員)

インフォーマル支援について、どのように当てはめるかが、なかなか難しいこともあります。例えば、支援をお願いした場合に、継続して支援していただけるのか、金銭が発生していない中で継続していただけるのか不安ということもあり、選択肢として検討したことが少ないです。

また、自分の経験で、以前に電動車椅子に乗られた身体障がい者のケースになりますが、本人のご両親はご高齢でした。本人はすごく動作法に熱心に取り組まれていて1泊2日の動作法の研修に参加したいと言われたときに、それに対応できるサービスがないため、同行してくれる支援者を探していました。本人から私に打診があり、土日でちょっと大変だと思いましたが、勤めてる会社から研修ということで対応していただき、付き添うことができました。本人は研修に参加できたので、喜んでいました。私としても、本人が満足していたのでとてもいい経験ができたと思っています。

(田代会長)

水野委員が、職場へ依頼したことや会社からの協力があつたことで、その動作法の研修に参加でき、インフォーマルな支援が実現できたと思います。

サービスがないから実現ができないということがあると思いますが、サービスがないから不可能ということではなく、地域支援体制の整備がそのようなことを考えていくためにあると思います。

せっかくの機会ですので、伊藤委員から社会福祉協議会での実践例があればご紹介をお

願います。

(伊藤委員)

2点紹介させていただきます。

1点目は高齢者等サロンになります。地域の高齢者が集まって、体操や歌を歌う、などを通して仲間づくりをしています。その場に、障がいの方と赴き、活動に参加させていただきました。現在もこちらの活動は継続しています。

2点目はコーヒーサロンになります。障がい者の方がコーヒーを楽しむ側ではなく、コーヒーをふるまう側としてお手伝いさせていただいたという話を聞いています。

また、ボランティア分野では、視覚障がい当事者の方が家族の協力を得て、本人の強みを活かしてボランティア団体を立ち上げ、今はスマホ教室、当事者の交流会を開催していると話を聞いています。

インフォーマル支援の難しい点ですが、ある障がいを持った方の居場所がないという相談がありました。何とか社会との繋がりを持たないかと、いろんなところに依頼をさせていただきました。

依頼先の団体さんからは、依頼を受けるのは難しいと断られることがありました。こちらから本人がどのような方なのか丁寧に説明をしたところ、障がいに対するイメージが大きくなってしまい不安を増大させてしまった。加えて、依頼する団体の活動にそぐわないということもあり、依頼する団体と本人のマッチングは難しいと感じました。

先ほど三輪委員のご意見にもありました、ボランティアで、継続的かつ専門的なものはそのようなニーズがあれば、しっかりとあてはまることもあります。しかし、ボランティアは自主性が大前提になります。固定のニーズについては、インフォーマルな支援を探しつつ、制度化、サービス化を目指す方向性も必要だと思います。ボランティアから始まって実際に制度となったものもございます。

インフォーマルな場所や参加する場所を作り出すことは難しいと思います。現在ある資源を活用し、今までよりも少し、参加者の幅を広げていただき参加させてもらうことが大事なのかなと思います。高齢者サロンの中には、活発に活動されているところもありますので、参考にさせていただき、活動にも参加させていただくことも必要なのだと思います。

障がい者も、支えられる側だけではなく、何か強みを生かして支える側として、インフォーマル支援に参加する支援も必要だと思います。

(田代会長)

今のお話にありましたとおり、支える側支えられる側と分けるのではなく、一緒に助け合って春日井市内で生活し、本人の希望を実現させましょうということが重層的支援体制の一環なので、一つでも何かインフォーマル支援を開発して、思いが実現できたらいいなと思いますのでよろしくお願いします。

あとは①から⑥番までのまとめから見える課題については、このような取り組みをしながら進めて参りたいと思います。

次に進みます。

浅野委員から伺っています。資料 11-3 文中より『相互理解』とはどのようなことでしょうか?というご質問です。

(障がい者生活支援センターまある 宮原相談員)

障がいをお持ちの方が、病院を受診した際の内容になります。病院の見立てとしては入院するほどではないと判断されましたが、「治療のため、毎日通院してください。」と指示がありました。しかし、本人の保護者は高齢だったりするため、誰が通院を支援するのか。

病院としては、ご家庭のことまでは把握されていないため、そのような指示をされるのだと思います。しかし、自宅に帰っても適切な医療を受けることが難しくなってしまう場合もあります。昨年度も重度の知的障がいの方が骨折されたケースでは、手術と入院が必要と判断されましたが、障がいを理由に一般病棟では入院が難しく、他の病院にも相談しましたが受け入れてもらうことができませんでした。そのため、ギプスをつけて車いす状態で自宅に戻ることとなりました。しかし、ご自宅は車いすで移動できる状態ではありませんでした。自宅に戻って1週間ほどで、親御さんから本人の対応に苦慮している旨の相談がありました。このような知的障がいの方がどこであれば安心して治療が受けられるのか、病院からは、ヘルパーの利用等言われることもありますが、ヘルパーの支援量にも限りがあり、経済的な理由で手詰まりになってしまうこともあります。

高齢者の場合であれば、地域包括や介護の状態によってはケアマネさんがついているかもしれないと相談されるように、障がいの場合であれば、障がい者生活支援センターや障がい福祉課などにお話しいただく、自宅に返しても大丈夫なのだろうかと相談に繋がるようになればいいと思います。また、障がいの方であっても一般病棟で治療が受け入れても

らえるように共有していければいいなと思ってます。

(浅野委員)

昨年度も同様の相談があり、そのような状態が続いているのだなと思いました。

(田代会長)

服部委員からの事前質問で「日常生活自立支援事業にあてはまらない方とは、なぜあてはまらなかったのでしょうか。」との質問が出ています。

『かすがい』よりご説明をお願いします。

(障がい者生活支援センターかすがい 杉山相談員)

本人は預貯金を引き出すことはできますが、計画的な使い方ができませんでした。すべて遊興費に充ててしまい、家賃や光熱水費など滞納していました。この方のような浪費癖を持つ場合、金銭管理を受けたとしても浪費癖がなくなるわけではないので、事業の対象外となりました。

(服部委員)

日常生活自立支援事業とは認知症や知的の方などが利用されると思います。本人がお金を引き出せることで制度を利用できないとなると、どのような方が利用対象なのか教えていただきたいです。

(高齢者・障がい者権利擁護センター 藤丸氏)

制度の概要を説明させていただきます。資料22をご確認ください。対象者は認知症、知的や精神障がいを持つ方で判断が不十分なことにより、必要なサービスを受けることができず困っている方となります。権利擁護センターの役割としては、金銭管理を行い、必要なサービス等を受けながら、その人らしい自立した生活ができるよう、支援することです。

具体的な内容としては、預貯金の払い戻し及びその現金のお届けの他、必要な支払いを行います。また日常生活自立支援事業だけで支援するものではありませんが、苦手な手続きがあるのであれば自身でできるように助言等を行うといった支援も行います。

また認知症などで通帳の管理ができない方も対象となってきますので、預かりサービス

を設け、通帳等、本人の大切な物品を保管する支援も行っています。

また、権利擁護センターでは成年後見の利用促進支援もしております。当センターの理念としては、本人自身の自己決定を尊重し、本人の強みを活用し支援をしています。

しかし、権利侵害を受けやすいことも考えられるため、保護の視点も持って対応しています。

権利擁護は成年後見や日常生活自立支援事業以外の社会資源を使用する事も心掛けています。

今回のケースについては、ご自身でお金をおろすことができても計画的に使用できないので、金銭管理をしてほしいという点になると思います。当センターの捉える課題としては、計画的にお金が使えないという点と考えています。お金をおろせるということは本人の強みになると思います。制度を利用すると強みを奪ってしまうことになるため、制度の利用には適さないと判断しました。しかし、本人は計画的にお金が使えないということ困っているため、当センターとしてもただ対象外として断るのではなく、相談として関係機関と一緒に考えていければと思っております。

また社会福祉協議会では、家計管理などの不安をお持ちの方を対象とした自立相談支援事業を行っているので、場合によっては、そのような機関と共同する事で解決を図るように対応しています。

そのため同様な相談の場合は、当事業の対象にならず、当協議会が契約して金銭管理者としてかかわることは難しいと思いますが、権利擁護センターとして、課題について一緒に考えていきたいと思っておりますので、ぜひ日常生活自立支援事業の利用ありきではなく、当センターにお気軽にご相談いただければと思います。

(田代会長)

本人の強みを奪ってはいけないという権利擁護の支援があるのだなと思いました。

議題2、議題3に進みます。議題2については時間の都合上報告は割愛いたします。

議題3について報告をお願いします。

(障がい者生活支援センター かすがい杉山相談員)

資料17に基づき説明

(事務局)

資料 18 に基づき説明

(田代会長)

議題 4 へ進みます。

(事務局)

資料 19 に基づき報告

(田代会長)

サービスの実績等について委員の皆様よりご質問・ご意見をいただきたいと思ひます。

(竹内委員)

サービスの数字だけではなかなかイメージが難しい。よりイメージしやすいようなものであれば助かります。

(沢田委員)

特別支援学校の視点としては、生徒が社会に出るときに福祉の関わりは必要になるので、今後も相談支援等につなげさせていただいております。しかし、相談支援にうまくつながらない場合もあります。今後も、学校としても支援にうまくつながれるようにしていきたいと思ひます。

(坂田委員)

資料 19、50 ページの内容ですが、医療的ケア児、重度障がいを持つ児童の利用できる施設が少ないことについて同意します。法律上、医療的ケア児を学校で支援するように法律が変わり、学校に看護師さんを派遣する事で学校での受け入れができるようになったとの話を聞いたことがあります。

また、資料に記載されているご意見の中で、利用児童や保護者の都合ではなく事業所の都合を優先させている。私自身としても、以前より事業所の数は増えたが本当に児童に合った支援なのか不思議に思ふことがあります。

(高木委員)

ハローワークの関わりとしては、A型や就労移行支援事業所との関わりがあります。
障がい者の方の受け入れとしてはA型の事業所にも協力をいただいております。

(三浦委員)

サービスの実績の記載では、支給決定された方より、実績が少ないのは利用したくても利用できない方がいるということでしょうか。

(田代会長)

実績の示し方としては、国が定めているものになります。しかし、資料に記載のあるサービスの実績が、実際の状況と一致していない場合も考えられます。そのため、自立支援協議会として意見をまとめ、施策へ伝える必要があります。

事前に聞き取りをした意見としては、ヘルパーが足りない、コロナの影響で利用したくてもできなかったのではないかな等の意見もあります。

(伊藤委員)

こちらの資料からは、施設の順番待ちや緊急時の受け入れ可否など、見えてこない点もあるなと思いました。

(三輪委員)

医療的ケア、重心対応の事業所が少ないのは同感です。また、夜間看護師がいなければ重度の方は利用する事が難しいので、対応してもらえると良いと思いました。

(服部委員)

計画相談の件ですが、相談員の方が足りない状況が続いている現状があります。

(牧瀬委員)

前回の計画時の意見を確認させていただきました。前回と同様な内容が続いているので、協議会の意見が施策に反映されていない状況が続いているのかと感じました。社会の情勢やニーズの変化もあると思いますが、この状況が続いているので今後は具体的にどのように変化させていく必要があるのか、そのような視点、仕組みづくりをしていく必要があると思いました。

(水野委員)

グループホームが増加している印象は以前から思っていました。しかし、土日の日中は支援者が少ないため、一人で過ごせる方しか受け入れができないグループホームも聞いているので、重度の方や知的障がいの方を受け入れてくれる施設も少ないのかなと思います。

(浅野委員)

児童発達支援センターの課題や実態が見えてこない点があり、どのように課題を計画に乗せていただけるようにしていくといいのか、数字では見えてこない部分もあるように感じます。

(田代会長)

本日いただきました、ご意見を施策推進協議会につなげていきたいと思えます。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和5年10月30日

会 長 田 代 波 広

職務代理者 牧 瀬 英 幹